

## 第20号議案

芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

芦屋市立みどり地域生活支援センターにおいて新たに短期入所を行う事業を実施するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例（平成18年芦屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

（事業）

第3条 地域生活支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活介護（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）を行う事業
- (2) 短期入所（法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）を行う事業
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

（利用者の範囲）

第4条 地域生活支援センターを利用することのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する障害者で、法第19条第1項の規定による介護給付費（生活介護又は短期入所に係るものに限る。）の支給決定を受けた18歳以上のもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（利用の制限）

第5条 市長は、地域生活支援センターの利用が適さないと認められるとき又は地域生活支援センターの管理運営上支障があると認められるときは、利用を制限することができる。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

第10条第1項第1号中「第6条第1号」を「第4条第1号」に改め、同項第2号中「第6条第2号」を「第4条第2号」に改め、同条を第7条とする。

第11条を第8条とする。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 要綱

#### 1 改正の趣旨

芦屋市立みどり地域生活支援センターにおいて新たに短期入所を行う事業を実施するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 事業（第3条関係）

芦屋市立みどり地域生活支援センター（以下「地域生活支援センター」という。）が行う事業に障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業を加える。

##### (2) 利用者の範囲（第4条関係）

地域生活支援センターを利用することのできる者に、市内に居住する障害者で、障害者自立支援法第19条第1項の規定による短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けた18歳以上のものを加える。

##### (3) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成23年4月1日

障害者自立支援法抜粋

第5条 (第1項省略)

(第2項から第5項まで省略)

- 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(第7項省略)

- 8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(第9項から第22項まで省略)

(介護給付費等の支給決定)

- 第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

(第2項から第4項まで省略)